

安全管理に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、児童・生徒が学校の管理下にある間、児童・生徒を事故等から守るため、教員及び保護者が遵守すべき事項について定めるものとする。

(授業日[平常時])

第2条 教員は、授業中又は休憩時間中に、児童・生徒の安全を確保するため十分な注意を払うとともに、児童・生徒に対し安全上の指導を行うよう努めるものとする。

- 2 授業中又は休憩時間中に、児童・生徒が校庭で活動を行う場合、少なくとも1名の教員が立会うものとする。
- 3 教員及び保護者は、車を利用する場合、構内道路及び駐車場での徐行に努め、歩行者に十分な注意を払うものとする。また、保護者は、交通安全について児童・生徒を十分指導しなければならない。
- 4 本校は、少なくとも1教育年度に1回避難訓練を行うものとする。
- 5 保護者は、児童・生徒が学校での授業や関連活動に影響する何らかの症状(アレルギーやショック症状等)を持つ場合、緊急対処手順を本校に提出し、事前に対応方法など校長又は担任教員と相談するものとする。

(授業日[緊急時])

第3条 教員及び保護者は、火災が発生した場合、状況の把握に努めるとともに、児童・生徒を校庭等に避難誘導する。

- 2 不審者の侵入など、何らかの事由により校舎内外が安全でない状況に陥った場合、教員及び保護者は、児童・生徒を教室に入れて外部からの侵入を防ぐ措置をとるとともに外部から見えない位置に待機させるなどして、その安全を最優先するとともに、自らの安全も確保する。また、出来るだけ早く全教員及び授業実施場所を管理する職員に連絡し、同時に警察等へ通報する。
- 3 教員及び保護者は、児童・生徒が事件・事故の被害等から救護を必要とする場合、可能な範囲で応急手当をすること。
- 4 教員は、学校での授業や関連活動に影響する何らかの症状を持つ児童・生徒が、アレルギーやショック症状等から救護を必要とする場合、可能な範囲で緊急対処をすること。
- 5 教員及び保護者は、緊急時における児童・生徒の安全確保のための手配(医療消防警察等機関への通報、保護者への状況の報告、児童・生徒の引渡しの連絡など)を行うこと。また、これら手配先の連絡方法について、常時、図書室に保管するとともに、最新のものとなるよう確認しておくこと。

(課外活動・行事活動時)

第4条 本校は、各課外活動及び行事活動を安全に実施運営するため、活動毎にリスク・アセスメントを行うとともに、その結果について事前に本校関係者へ報告すること。